

不正取引業者処分に関するルール

1 目的

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改定（平成26年2月18日）を受け、取引に関与する業者に係る手続き等を明確に示し、公的研究費等の適正な使用・運用を確保することを目的とする。

2 対象

公的研究費による研究等に関し、当該研究等を行う石巻専修大学の教員、その事務処理に従事する職員及び取引に関与する業者に対して適用する。

3 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方法について

- ・取引停止期間は、1か月以上12か月以内とする。
- ・取引停止措置を受けた業者が、その取引停止措置の期間満了後1年を経過するまでの間に新たな事案により取引停止措置をする場合の期間については、2か月以上24か月以内とする。

4 本学の不正対策について

- ・不正を事前に防止するために、本学における教員及びその事務処理に従事する職員に対して、公的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正にあたるかなどを理解させるためのコンプライアンス教育を実施する。
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の適合性を守り、不正防止対策の有効性を継続的に改善する。

5 不正対策について

- ・不正な取引に関与した業者への取引停止等を行う。
- ・不正対策の業者への周知を徹底する。
- ・不正防止のため、公的研究費に係る業者に対し、不正を行わない旨の誓約書の提出を求める。

平成27年4月1日制定

以 上